

令和2年神奈川県議会本会議 第3回定例会
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

令和2年10月20日

佐々木(正)委員

令和2年10月6日の予算委員会で、企業誘致施策セレクト神奈川NEXTについて質問して、新型コロナウイルス感染予防のための医療衛生製品を製造するような企業に対しても、しっかりとNEXTの中で位置づけるべきだという提案をさせていただきました。

知事からは、支援の対象産業として明確に位置づけたいというような答弁がありましたので、この内容についてお聞きします。今回の改正を県内外に広く周知しなければいけないと私も思っており、このNEXTの内容の中にしっかりと新型コロナウイルス感染症予防のための医療衛生製品関連産業を明確に位置づけるということ自体が、需要が逼迫するおそれのある医療衛生製品を神奈川県が自前で調達できることになり、医療提供体制に大きく寄与するものと考えていますけれども、どのように周知していこうと考えているのか伺います。また、県のみ動きだけでは、波及効果にも限界があると思いますので、金融機関や民間企業の力も借りたほうがよいのではないかとと思いますが、その周知の仕方、民間、金融機関等の活用について最初に質問します。

企業誘致・国際ビジネス課長

まず、周知の方法について、セレクト神奈川NEXTのパンフレット、県のホームページといった広報媒体を活用し、ウェブ方式による立地セミナーなどの場で投資意欲を有する企業に積極的にアピールしていきたいと考えているところです。

また、民間企業の力を借りるといった点については、私どもは大手不動産サービス会社、ディベロッパーと企業立地に関する協力の協定を結んでいます。そういったところに加えて、大手ゼネコン、金融機関といったところとも企業情報や物件情報の共有を図るなど、協力関係を構築していますので、こうした民間企業との連携による企業誘致の取組を進める中で、今回の改正内容の周知にも御協力をいただこうと考えています。

佐々木(正)委員

そのような様々なプロモーション活動を通じて幅広く周知していくことは大事ですが、今回のコロナ禍によってマスク、消毒液も、プラスチック手袋などが中国等で作られているということもあって、サプライチェーンの脆弱化が浮き彫りになってきたと思います。国内だけではなく、広く世界にもこのようなことを発信して、神奈川県にそういった企業を取り込むことも必要ではないかと思えます。その発信、周知について伺います。

企業誘致・国際ビジネス課長

世界に向けての発信ということについて、コロナ禍の影響により、サプライチェーンが途絶するといったリスクを回避するため、海外に進出している日本企業の国内回帰といった動きも現れています。

このような中、まずは、海外に進出している県内企業に対して、海外駐在員

から今回の見直しの内容を積極的にPRすることで、日本国内に回帰する場合などにセレクト神奈川NEXTの支援策を活用して、神奈川県内に立地していただけるように取り組んでいきます。

また、外国企業が日本に進出する場合は、まずは一人か二人で拠点を設立するといったような形となりますので、立ち上げ支援に係る補助金の対象とはなりません。一定の投資額、雇用人数の要件を必要とするセレクト神奈川NEXTの本体の支援メニューである、企業立地促進補助金の適用はその時点では受けられません。しかしながら、日本進出を考える外国企業は、将来、拠点を設立した後で2次投資による事業拡張も視野に入れているため、その際に適用を受けられるNEXTの補助金などの支援策の内容は、こうした企業が神奈川県への立地を検討する際の判断材料となりますので、周知すべき大きな意義があると考えているところです。

したがって、ジェトロ等の関係機関との連携の下、外国企業に対しても海外駐在員や当課の職員がプロモーション活動の中で、今回の見直しの内容の積極的な発信、周知に努めていきたいと考えています。

佐々木(正)委員

それでは、医療衛生製品関連産業をセレクト神奈川NEXTの対象とするための制度設計のスケジュールについて、具体的に教えてください。

企業誘致・国際ビジネス課長

セレクト神奈川NEXTの支援対象産業を追加することに伴い、立地支援事業の認定に係る関係要綱等の改正とともに、支援措置の一つである不動産取得税の軽減に関する条例の改正も必要となっていきます。

まず、立地支援事業の認定に係る関係要綱等の改正については年内を目途に行い、令和3年1月から新型コロナウイルス感染症予防のための医療衛生製品関連産業に係る認定申請の受付を開始したいと考えているところです。

次に、不動産取得税の軽減に関する条例の改正については、改正内容の検討、審議のためにある程度の時間を確保する必要があることから、令和3年第1回定例会に条例改正を提案することを考えています。

しかしながら、新たに追加した産業に係る認定申請については、令和3年1月から受付を開始する予定ですので、条例改正をお認めいただいた際には、申請者に不利益が生じないように改正条例を1月に遡って適用する予定としているところです。

佐々木(正)委員

最後に、アフターコロナ、Withコロナを見据え、新型コロナウイルス感染症の予防のための医療衛生製品関連産業も含めた企業誘致について、条例改正、要綱の改定、パンフレット改訂を行うなど、具体的にどのように誘致に取り組んでいくのかお聞きします。

企業誘致・国際ビジネス課長

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、対面でなく、遠隔、非接触といった技術を活用してコミュニケーションを取ることが事業活動において一般的になっていると認識しています。アフターコロナ、Withコロナの時代となれば、企業誘致プロモーション活動についても、国内外を問わず、オンライ

ンを活用した遠隔でのやり取りと対面して行うものと、それぞれの利点を生かしてこれらを組み合わせる手法により進めることが適当と考えます。

具体的には、遠方の国内企業や外国企業に対して、ウェビナーを活用して本県の投資環境の優位性をPRするとともに、企業のニーズを踏まえて必要に応じて現場での案内や説明を行うなど、臨機応変にきめ細かく対応し、本県への誘致を推進していきたいと考えています。

佐々木(正)委員

ぜひ、積極的に進めていただき、県民の命と暮らしを守る安全・安心な取組をお願いします。

次に、季節性インフルエンザの対策について質問します。

神奈川県においても、65歳以上の高齢者を対象とした市町村事業である季節性インフルエンザワクチンの定期接種について、公明党からも提案させていただいてはいたしましたが、国の様々な交付金を使って無償化を実現したことについては評価をするところですが、ワクチンを接種しようと医療機関に電話して予約を取るとき、既にワクチンが不足しているというようなことで接種を断られることや、令和2年12月に延期してくださいといったようなことを医療機関から言われることも実態としてあります。

様々調べましたら、今年のインフルエンザワクチンについての供給は大体決まっています、国から神奈川県においては最終的には195万本ぐらいが供給される目安として示されています。その中で例えば、一時期に、とあるクリニックに先行接種対象の高齢者が殺到して、定期接種分が不足するというようなことも考えられなくはないと想定しているとは思いますが、国からの通達等に沿って、昨年のワクチンの供給ベースに基づいてメーカー、卸売業者、小売業者の中が供給計画を立てているということです。供給に偏在があった場合、卸売業者、小売業者等の在庫に融通を利かせるような方法をつくってほしいとの通達も出ていますが、難しいとは思っています。

ワクチンが国の予算をかけて買ったものであればよいのですが、民間メーカー、小売業者、販売業者が自分たちで作って販売しているということから考えると、融通方法について事務連絡等で県に投げかけられても難しいのではないかと考えていますが、ただ、そういう事情が分かっているのは県の行政の一部の方々だけであって、令和2年10月26日から一般の方々のワクチン接種が始まりますので、そのときに、事情が分からず殺到してパニックになってしまう、逆に、足りないから諦めてしまうなどいろいろなケースがあると思うのです。そのような声が、規模が大きい市で出てきています。

県民の不安を解消するために、これらを周知していかなければいけないと私は思うのですが、県はこれからどのように周知していくのか、その辺りについてお答えください。

医療危機対策企画担当課長

今シーズンのインフルエンザワクチンは、厚生労働省からの働きかけで昨年よりも一定程度多い量で供給されるとを承知しています。本県に支給される分についても、人口割で考えると昨年よりも49万人分ぐらい増加して充てられるのではないかと想定しています。

ただ、御指摘いただいたとおり、それらは民間のワクチンメーカーから流通していることから難しいところもありますが、神奈川県医薬品卸業協会等との定期的な打合せ等の中で情報共有して、県内での供給についてできる限り把握していきたいと考えています。

また、県民に向けたメッセージについては既に県のたより等で、知事から、ワクチンの供給量は十分ありますので、慌てずに接種していただけるということを、例えば、かなちゃんTVや新聞等も通じて呼びかけて発信しているところです。

さらに今後は、LINEの神奈川県新型コロナ対策パーソナルサポートなども使いながらお知らせするとともに、神奈川県医師会等と私どもとの定期的な打合せの中で、そういった情報等を共有し、働きかけをお願いしていきたいというふうに考えています。

佐々木(正)委員

最終的には、インフルエンザワクチンは不足しないのではないかという思いはあるのですが、もしかすると、非常に多くの方が打ったときには本当に足りなくなるかもしれません。しかし、今年度の日本中のワクチンの量は既に一定量が決まっているということもありますので、そういうことも踏まえて、様々な対応を検討いただければと思います。

その上で、今のインフルエンザワクチンの接種の初動体制でさえ少しパニック状態になっているところがありますけれども、新型コロナウイルスワクチンがもし承認され、予防接種が開始される場合の体制整備を今から考えておかなければいけないのではないかと思います。国からインフルエンザワクチンに対する事務連絡等がありますが、それだけではもしかしたら今後は対応策が足りなくなるのではないかと思います。国は新型コロナウイルスワクチンについて、全国民を対象として用意するというようなことも言っていますので、その辺りについての考え方をお聞きします。

医療危機対策企画担当課長

新型コロナウイルスに係るワクチンについては、国で今準備を進めているところと承知しています。都道府県にも事務連絡や通知といったもので情報提供があると思いますが、それをいただけるタイミングが来れば、今回のインフルエンザのワクチンと併せて県民の方に正確な情報をお伝えして、確実に接種していただける体制づくりを自治体として構築していかないと考えています。今後も、国からの情報を注視していきたいと思っています。

佐々木(正)委員

国から体制整備についてなるべく具体的に都道府県等に示していただくということが大事であると私も感じています。しかし、具体的に今からできることは進めていけるのではないかと思います。インフルワクチンの供給を見ながら、新型コロナウイルスワクチンへの対応も視野に入れて取り組んでいただきたいと思っています。

最後に、医療機関の設備整備について、今回の委員会資料には令和2年度9月補正予算についてあまり具体的に載っていない感じがあるのですが、発熱患者を診療する医療機関の登録を進めていることは承知しています。

その中で、動線確保が重要になってきていると思います。例えば、患者の入り口を発熱がある方のために分けると言っても、難しいクリニックや病院もあるなど、院内動線を分ける難しさということもよくお聞きしていて、プレハブ、テントなどを活用してしっかりとその辺りをすみ分けしているところもありますけれども、最近ではCT、発電機をセットで整備しているメディカルコンテナというものが開発されていると聞いています。これは災害時も活用できるというものです。国の令和2年度補正予算を踏まえた神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を活用して、医療機関の整備についての補助を行っていますが、動線の確保に向けてこのような設備の整備について医療機関から申請が出されているかなど、特徴的なところを教えてください。

医療危機対策本部室長

国の令和2年度補正予算を踏まえた神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の補助対象で実際に申請があるものとしては、委員からの例示で挙げられたコンテナ型の簡易病室といったものもあります。また、先ほどの動線というお話がありましたが、HEPAフィルターがついたパーティション、テント、プレハブなどの簡易病室といったものも補助対象となっていますので、そういった申請が出されれば、支援の対象になると考えています。

佐々木(正)委員

医療崩壊を防ぐためにも、医療従事者の新型コロナウイルス感染拡大を防ぐためにも、このような設備の整備は今後も大事になってくるし、そういうものを整備していくことも県の役割ではないかと思います。国の交付金等を十分に使っていただき、その辺りの対応をしていただきたいと思います。

医療機関の設備の整備の観点から、今回の新型コロナウイルス感染拡大における課題、教訓を得たと考えていることがあれば、教えてください。

医療危機対策本部室長

医療機関から様々な声をお聞きしています。そういった中で、独立した動線を確保するゾーニングが難しいということがあります。これは、実際に私どもが宿泊療養施設を設置する場合も同じ課題がありました。動線確保には、病室だけではなくエレベーターなどにも必要ですので、どのような設備が必要かといったところも、医療現場の皆様の声を聞きながら、補助対象として効果的なものに何が使えるかを検証していきたいと考えています。

佐々木(正)委員

神奈川県はダイヤモンド・プリンセス号を受け入れて、そのころからゾーニングについても大事だということが学術的に分かっているということもあります。今の医療危機対策本部室長の答弁も踏まえて、総力を挙げて医療体制を確保、整備していただければと思うのですが、最後に1点だけお聞きします。

これまで当委員会でも様々に申し上げてきましたが、今回のコロナ禍を踏まえて、神奈川県保健医療計画、神奈川県地域医療構想にこれらの教訓をしっかりと生かしていかななくてはならないと思うのです。メディカルコンテナについても、四つぐらいに機能分化ができますが、新型コロナウイルス感染症を踏まえた中で、地域医療構想ではプラスアルファしていかなければいけない病床体制などをつくっていかなくてはならないと思っています。保健医療計画にもしつ

かり位置づけながら、地域医療構想にそれを反映していくというような取組をしっかりと実効性があるものにしていただきたいと思います。それらについて確認の意味でお伺いします。

医療危機対策本部室長

今回のコロナ禍では、様々な新たな局面を迎えました。医療機関の支援に対してもそうですが、想定できないこと、それに対する対応など、今まで行ってきたことが、これからの対応を進めていくに当たりそれらが正しかったのか検証が必要です。検証した上で各種計画に盛り込んで、今後の対応に生かすべきだと考えています。